

ニューエグゼクティブライフ

平準定期保険 **無配当**

平準定期保険(喫煙リスク区分型) **無配当**

経営者・役員の方々に適した保険期間の長い(75歳満了～99歳満了)平準定期保険・平準定期保険(喫煙リスク区分型)を「ニューエグゼクティブライフ」と称しています。



特長

大型保障で企業とご家族を守ります。

定期保険特有の合理的な保険料で死亡・高度障害状態に対する大きな保障が得られます。企業の信用の裏付となる「事業保障対策」の力強い味方となり、ご家族の生活保障や相続対策資金として必要な「死亡退職金・弔慰金」の財源も確保できます。

退職慰労金の財源確保にもご利用いただけます。

保険期間が長く、相当額の解約返戻金をお支払いできる期間があるため、「退職慰労金」の財源を確保することもできます。

喫煙リスク区分型は保険料が割安です。

被保険者の健康状態と過去1年以内の喫煙状況が当社の定める基準を満たしている場合は、保険料が割安なニューエグゼクティブライフ(喫煙リスク区分型)にご加入いただけます。

保険料の高額割引制度があります。

ニューエグゼクティブライフ・ニューエグゼクティブライフ(喫煙リスク区分型)は、保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

プラス 保険料のお払い込みが不要になる事由を、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態、所定の障害状態、所定の要介護状態に拡大する保険料払込免除特約もあります。

契約者貸付をご利用いただけます。

残りの保険期間が10年以上あれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

他の保険種類に変換できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

仕組とご契約例

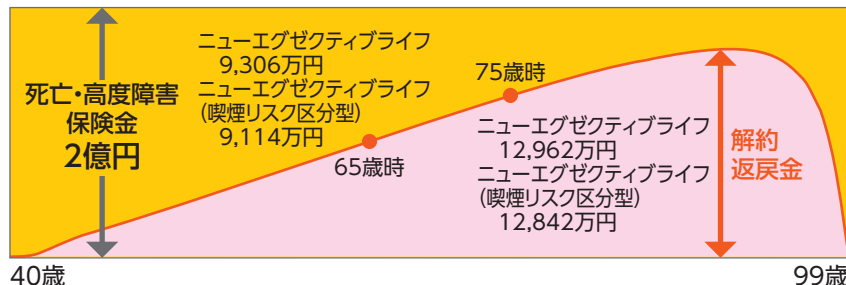
図はイメージです。

- 被保険者：40歳
- 保険金額：2億円
- 保険期間：99歳満了
- 保険料払込期間：99歳まで
- 個別毎月払保険料

[男性の例]

ニューエグゼクティブライフ
男性：354,000円 女性：284,400円

ニューエグゼクティブライフ(喫煙リスク区分型)
非喫煙者保険料率
男性：335,800円 女性：272,400円



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



ご契約に際して

契約年齢の範囲

- ◆5歳*～85歳
 - *喫煙リスク区分型の場合は20歳。
- 契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

取扱保険金額

- ◆平準定期保険:500万円～7億円
平準定期保険(喫煙リスク区分型):2,000万円～7億円

保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

- ◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の定期保険に変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。保険金額は少なくなりますが、保険期間は変更前と同じです。

自動更新

- ◆保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。
- 被保険者が80歳になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができま

保険種類の変換

- ◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時(更新されるご契約の場合は、更新可能な保険期間満了時)の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限りです。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

付加できる特約

- | | |
|------------|-----------------|
| 家族収入特約 | がん特約 |
| 通減定期保険特約 | リビング・ニーズ特約(04) |
| 生前給付定期保険特約 | 保険料払込免除特約 |
| 災害死亡給付特約 | 5年ごと利差配当付年金支払特約 |
| 傷害特約 | |
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

保険料の経理処理(全期払の場合)

- ご契約者…法人 被保険者…役員・従業員 死亡保険金受取人…法人
- ◆保険期間満了時の年齢が70歳を超え、かつ、ご契約時の年齢に保険期間(年数)の2倍を加えた数が105を超える場合
[保険期間の最初の6/10の期間]
保険料の1/2=損金算入 保険料の1/2=資産計上
[保険期間の残りの4/10の期間]
保険料の全額を損金算入し、さらに最初の6/10の期間での資産計上累計額を残りの期間の経過に応じ均等に取崩して損金算入
(平成20年2月28日付 課法2-3/課審5-18)
 - ◆その他の場合 保険料は全額損金算入できます。(法人税基本通達9-3-5)
 - 経理処理の詳細については、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。なお個別の取扱の詳細については、所轄の国税局・税務署などにご確認ください。
 - 上記は2018年5月現在の税制によるものです。当該税制は、保険期間中に変更されることがありますので、ご注意ください。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。